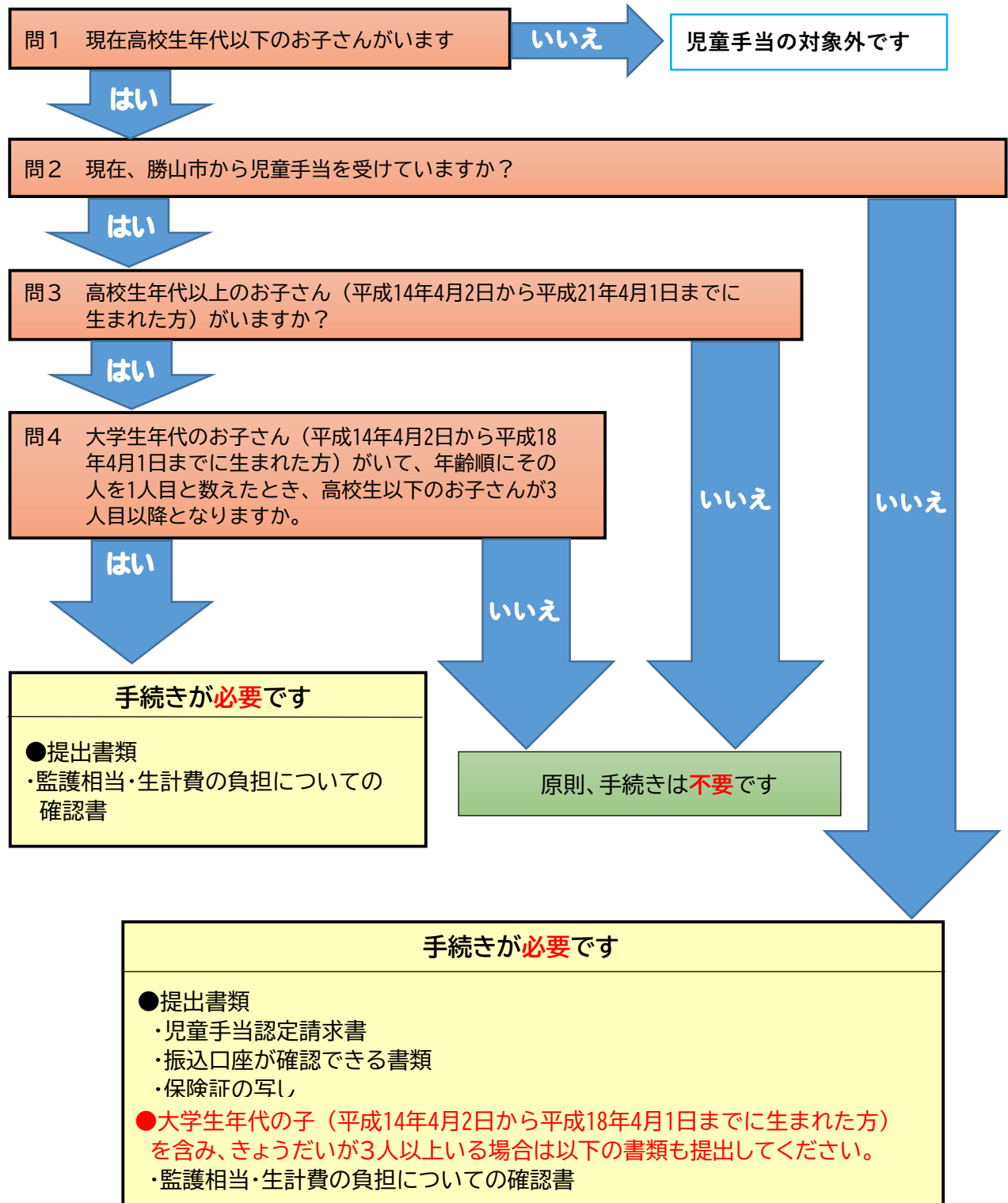


児童手当制度申請手続き フローチャート



※受給者の方が公務員の場合は勤務先から児童手当の支給を受けますので、勤務先で手続きしてください。

※施設等入所中のお子さんは、児童手当の支給対象外です。

※高校生年代のお子さんの住民登録が勝山市外の場合、別途手続きが必要です。
対象となる方はこども課までお問い合わせください。

【問い合わせ】勝山市教育委員会 こども課 0779-88-8771